

(平成27年3月31日)

「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」告示され、その一説に

団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、**介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。**

介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)は、**市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。**

要支援者等については、掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっているが、排泄、食事摂取などの身の周りの生活行為は自立している者が多い。このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側と支援される側という画一的な関係ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待できる。

平成27年当初より、全国一律のものとして提供されていた介護予防、訪問介護及び介護予防通所介護(以下「旧介護予防訪問介護等」という。)を、**市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、旧介護予防訪問介護等と住民等が参画する多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直す事**としています。

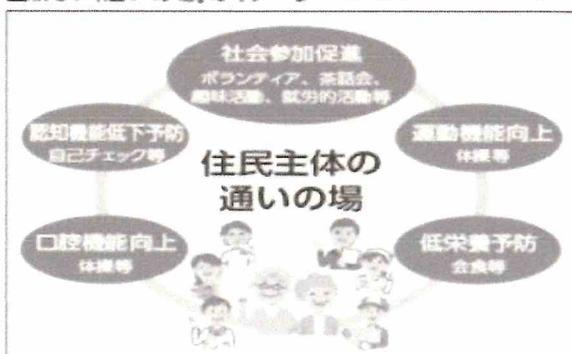
また総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動との有機的な連携を図るなど、地域の人材を活用していくことが重要である。60歳代、70歳代を始めとした高齢者の多くは、**要介護状態や要支援状態に至っていないことから、こうした高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながることとなる。**併せて、**できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりに繋がることとなる。** と?。



助けられたり?。助けたり?。 と、市町村に指示を出して?

6年が過ぎても「笛吹けど踊らず」?。

■新しい「通いの場」のイメージ(厚生労働省の資料に基づき作成)



◎ 旧介護予防訪問介護等と住民等が参画する多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直しましたが、行政効果が見込まれそうもないので、次の一手を手探りする中で、**2014の介護保険法改正で**設定されていた地域の特色である行事等を取り入れた集団行事?を「**通いの場**」と称して行いかけた**行事を全国にと発散して**現在わが町にも、お上からの指示命令(依頼?)が舞い降りて来ています?。

厚生労働省の介護予防が期待している「**通いの場**」とは??。

地域の高齢者が集い、介護予防に向けたプログラムを実践

「通いの場」は、地域に住む高齢者が**定期的**に集まり、様々な活動を通じて仲間と楽しんだり、リフレッシュしたりと、日々の生活に活気を取り入れるための取組で、**その中で大きな柱となるのは、「介護予防」に直結するための取組になり、具体的には椅子に座った状態でもできるストレッチや運動、テキストやドリルを用いた頭の体操（認知機能訓練）、など・・・。**

それ以外でも、参加者同士でお茶やお菓子を飲食しながら語り合う会合や、パソコンやタブレットといったIT機器の操作を教える教室。男性の場合は囲碁・将棋サロン、女性にはお花や料理教室などが・・・。

介護予防の必要性和「通いの場」ができた背景?

今、介護予防に必要性が問われているのは?。第1に人生の最後まで他人の世話にならず自分らしく生きることが人間の尊厳につながると考えられるからで、寝たきりや認知症になれば手厚い介護は必要不可欠になりますが、**食事やトイレなどはできるかぎり独力で済ませたいと・・・。**

そのためには、**過度な運動や生活習慣の見直しを比較的若いうちから実践していくことで、重度の要介護になるリスクを少しでも減らせるのです。**

背景の2は、**介護にかかる費用を抑制することが挙げられます。**介護保険の財源の半分は、40歳以上の国民が納める介護保険料です。しかし、このまま少子高齢化が進めば、納める側の保険者は減る一方で被保険者の数は増え続け、介護保険の仕組み自体が破綻してしまうことが予想されています。(40~64歳=第2被保険者)

介護保険の財源に少しでもゆとりを持たせる目的で?
2015年の介護保険法改正時に、要支援者が利用する通所介護と訪問介護を介護保険の適用から外し、全国の自治体の「新しい総合事業」に移管されています。

それは要支援者の多くは手厚い介護サービスを必要としないものの、わずかながら介護サービスを受けていた人たちに対する何らかの施策が必要となったため、全国の自治体で介護予防への動きが活発になり「新しい総合事業」が**出来た?のですか???**。本当ですか??。



「通いの場」を継続していくために必要なことは?

「通いの場」を立ち上げて告知をしても、近所付き合いも少なく、普段からパソコンも使わない高齢者に対して「通いの場」の情報を伝えることは「**どうすればいいのですか?**」と

「**出だしから頭打ち??!**」

案内を記したチラシを作成して渡してもらう方法が有効??。
特に男性の場合、女性の多く集まる会合にはなかなか顔を出しにくいかもしれませんが、町内会などの自治会長に「通いの場」のイニシアティブをとってもらい、率先して活動してもらうことで男性や夫婦同士での参加のハードルも低くなるのでないですかネ。

介護予防の一般的な維持・増進を目的とした運動の場合、内容がマンネリ化してしまい飽きて次第に参加しなくなるケースもあり、月別とか週別とかで**課題や活動を変えて**いきなり、皆勤賞を作って

表彰するなどの、工夫も必要でしょう。

「通いの場」が楽しく生き生きと参加できるように

「通いの場」をはじめとする介護予防に向けた取り組みは、まだ歴史も浅く、効果に対する根拠の乏しい面もあり、今後各層各団体等が集まり研修検討を進めていくことが必要でしょう。それで、**高齢者が楽しく生き生きと参加できることで、将来の介護にかかる負担を減らすことはできる筈です。**今からでも情報を少しずつ集めて、家族が参加したいと思えるようなプログラムを見つけてみるのもよいでしょう?。

=上記、いろいろの書類を発見し私見も交え提示しました。 ご拝読を・・・

